

議案第49号

大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年8月25日提出

大府市長 岡 村 秀 人

大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大府市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(一般原則) 第3条 家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）は、利用乳幼児（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）において保育する乳児又は幼児（満3歳に満たない者）に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合）にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、	(一般原則) 第3条 家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）は、利用乳幼児（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）において保育する乳児又は幼児（満3歳に満たない者）に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合）にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

改正後	改正前
その運営を行わなければならない。 2～6 略 (保育所等との連携) 第4条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第12条第1項から第3項まで、第13条第1項、第2項及び第5項、第14条並びに第15条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、<u>次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)</u>に係る連携及び協力を行う施設(保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。))をいう。以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略	2～6 略 (保育所等との連携) 第4条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第12条第1項から第3項まで、第13条第1項、第2項及び第5項、第14条並びに第15条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、<u>次に掲げる事項</u>に係る連携及び協力を行う施設(保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。))をいう。以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略

改正後	改正前
(3) <u>当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）</u>により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第40条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 略 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）<u>又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第11条 <u>家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴</u>	(3) <u>当該家庭的保育事業者等</u>により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第40条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 略 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 第11条 <u>削除</u>

改正後	改正前
<u>力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> （運営規程） 第16条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）～（５） 略 （６） 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員<u>（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）</u> （７）～（１１） 略 第25条 小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、<u>小規模保育事業Ｂ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>に区分する。 （職員） 第27条 略 ２ 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に１を加えた数以上とする。 （１）・（２） 略	（運営規程） 第16条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）～（５） 略 （６） 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 （７）～（１１） 略 第25条 小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、<u>小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型</u>に区分する。 （職員） 第27条 略 ２ 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に１を加えた数以上とする。 （１）・（２） 略

改正後	改正前
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号又は<u>第3号</u>の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)</u>又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもの<u>のいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を<u>確保しなければならない。</u>	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号<u>並びに第29条第2項第3号及び第4号</u>において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

改正後	改正前
<u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （職員） 第29条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 （1）・（2） 略 （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童<u>（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</u> おおむね15人につき1人 （4） 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当</u>	（職員） 第29条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 （1）・（2） 略 （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人 （4） 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

改正後	改正前
<u>該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第42条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士</u>	（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第42条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

改正後	改正前
<u>を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>い。</u> （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第45条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （準用） 第46条 第22条から第24条まで及び第26条の規定は、小規模型事業所内保育	（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第45条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 （準用） 第46条 第22条から第24条まで及び第26条の規定は、小規模型事業所内保育

改正後	改正前
事業について準用する。この場合において、第22条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第24条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第45条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第24条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第23条及び第24条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第26条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第46条において準用する第4号において同じ。）」と読み替えるものとする。 附 則 （連携施設に関する経過措置） 4 <u>家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u>は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第4条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの	事業について準用する。この場合において、第22条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第24条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第45条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第24条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第23条及び第24条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第26条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第46条において準用する第4号において同じ。）」と、<u>同条第4号中「次号並びに第31条第4号及び第5号」とあるのは「第46条において準用する次号」と読み替えるものとする。</u> 附 則 （連携施設に関する経過措置） 4 <u>家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u>は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第4条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことがで

改正後	改正前
間、連携施設の確保をしないことができる。 （小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は<u>家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>が不足していることに鑑み、当分の間、第27条第2項各号又は第42条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第27条第2項又は第42条第2項に規定する保育士数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第27条第3項若しくは第4項若しくは第42条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、<u>前2項の規定の適用がないものとした場合の第27条第2項又は第42条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上</u>、置かなければならない。	きる。 （小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は<u>家庭的保育事業等</u>が不足していることに鑑み、当分の間、第27条第2項各号又は第42条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第27条第2項又は第42条第2項に規定する保育士数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第27条第3項若しくは第42条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、<u>保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第27条第2項又は第42条第2項により算定されるものをいう。）</u>の3分の2以上、置かなければならない。

（大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年大府市条例第19号）の一部を次のように改

正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、この条例による改正後の大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）<u>第27条第2項、第29条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）</u>は、適用しない。 この場合において、この条例による改正前の大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）<u>第27条第2項、第29条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 <u>3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新条例第27条第2項、第29条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）</u>は、適用しない。	附 則 (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、この条例による改正後の大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第27条第2項、第29条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第27条第2項、第29条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

改正後	改正前
<u>この場合において、旧条例第27条第2項、第29条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。